

政策会議付議事案書 (令和4年10月18日)

提案課名 文書法制課
報告者名 國廣 太清

<p>事案名</p>	<p>秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料</p> <p style="text-align: right;">無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「個人情報保護法」が改正されたことにより、現行の「個人情報保護条例」を廃止し、法律施行条例を制定する必要性が生じたものです。</p> <p>1 法改正の概要</p> <p>個人情報保護制度に係る「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」の3本の法律が1本の法律に統合されることとなりました。これに伴い、今までは「個人情報保護法」が適用されていなかった地方公共団体についても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されることとなります。</p> <p>2 条例制定の理由</p> <p>改正後の個人情報保護法の規定により、条例で定めることが必要な事項及び条例で定めることが許容される事項について、新たな条例により規定するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>令和3年 5月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布</p> <p>令和4年10月 7日 情報公開・個人情報保護審査会への報告</p> <p>令和5年 4月 1日 改正個人情報保護法の施行</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>次の事項を主な規定内容とする「秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例」を施行すること（現行の個人情報保護条例は、新条例の施行をもって廃止すること。）。</p> <p>(1) 条例で定めることが必要な事項</p> <p>開示請求に係る手数料の額に関する規定（手数料は無料とし、現在と同様、複写等に要する実費の負担について、規則で定めることとする。）（条例第10条）</p> <p>(2) 条例で定めることが許容される事項</p> <p>実施機関、職員等の責務に関する規定（条例第3・4・5条）</p> <p>個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に関する規定（条例第6条）</p> <p>開示・非開示とする情報に係る情報公開条例との整合を図るための規定（条例第8条）</p>	

	<p>個人情報保護審査会への報告に関する規定（条例第9条）</p> <p>個人情報保護審査会の調査権限に関する規定（条例第14条）</p> <p>なお、開示請求に対する決定までの法定期限については、現行の15日から法律の規定により30日となります。この30日については、新条例において短くする規定を設けることは許容されますが、改正法の規定どおりとするものです（法定期限までに決定できない場合は、特例で30日までの延長（法定期限と合算して60日以内）が認められております。現行では、法定期限15日と延長45日とで60日となっており、改正法の規定どおりとすることで、合計期間に変更が生じないようにするものです。）。</p>
今後の取扱い	<p>1 令和4年11月 令和4年12月市議会第4回定例月会議に条例案を上程</p> <p>2 令和5年 2月 庁内への通知・説明</p> <p>3 令和5年 4月1日 新条例の施行（改正法の施行日と同日）</p>

秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて

秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年11月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の開示請求に係る手数料の額その他の個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項等について定めるため、制定するものであります。

秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。
- (2) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された個人識別符号（法第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。）により個人を検索できる形で個人情報が記録された行政情報を利用する事務をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で定める用語の意義の例による。

(実施機関及びその職員の責務)

第 3 条 実施機関は、法の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組むことの重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者（事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人をいう。次条において同じ。）の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を常に認識し、職務の範囲を超え、又はその職務のために利用する目的以外の目的で保有個人情報を閲覧することのないようにするとともに、本市が定める情報セキュリティの方針を理解し、遵守しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関して必要な処置をとるとともに、個人情報の保護に関する本

市の施策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、個人情報の保護を自ら心掛けることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関が定める事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、その個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、登録した事項を秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号。第8条において「情報公開条例」という。）第15条に規定する秦野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に遅滞なく報告しなければならない。この場合において、審査会は、その事項について意見を述べることができる。

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を市民に公表しなければならない。
(開示請求書の記載事項)

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(情報公開条例との整合)

第8条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、情報公開条例第6条第1号エ及びカに規定する情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とすることがある情報として条例で定めるものは、情報公開条例第6条第1号ウただし書の規定により非公開とすることがある情報及び同条第6号に規定する情報とする。

(保有個人情報の存否に関する情報の取扱い)

第9条 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、審査会にその旨を報告しなければならない。

(費用負担)

第10条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付を行う場合におけるその写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とし、その額並びに徴収の方法及び時期は、規則で定める。

(訂正請求書の記載事項)

第11条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求書の記載事項)

第12条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(審査請求の取扱い)

第13条 実施機関が法第105条第1項第2号から第4号までの規定により審査会に諮問することなく審査請求に対する裁決を行ったときは、その審査請求の事案の概要を審査会に報告しなければならない。

2 審査請求に対する裁決は、その審査請求があった日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じたときは、その不備が補正された日）から5か月以内に行うものとする。

(審査会の調査権限)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下この条及び第16条において同じ。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条

第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第16条 審査会は、第14条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理のために使用されるものをいう。))については、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を、その資料又は主張書面の写しを提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(出資団体の責務)

第17条 本市が基本財産等を負担する団体のうち、規則で定める基準に従い市長が指定するもの(以下この条において「出資団体」という。)は、法の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な処置をとるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下この条において「開示等」という。)について、開示等の申出の手続、開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、その規程を適正に運用するように努めなければならない。

2 本市は、出資団体における個人情報の適正な取扱いが確保されるように必要な支援を行うとともに、前項に定める規程の整備、その規程の適正な運用その他必要な事項について指導を行わなければならない。

3 出資団体は、開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、本市に対し、助言を求めることができる。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、少なくとも毎年度1回、法及びこの条例の運用状況について市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法及び条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(秦野市個人情報保護条例の廃止)

2 秦野市個人情報保護条例(平成17年秦野市条例第15号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第10条及び第12条の規定による義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前に旧実施機関から旧条例第2条第1号に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 施行日前に旧条例第17条、第27条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第38条第1項の規定による諮問がされた場合における旧条例の規定に基づく調査審議については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機により検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前に旧実施機関

が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 旧条例第12条第1項に規定する受託者等（以下この項において「受託者等」という。）の代表者又は受託者等の代理人、使用人その他の従業員が、その受託業務等（同項に規定する受託業務等をいう。）に関して旧条例第47条又は第48条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者等に対しても、各本条に規定する罰金刑を科する。

9 施行日前にした行為及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（秦野市情報公開条例の一部改正）

10 秦野市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ本文中「氏名並びに」を削り、同号ウただし書中「又は氏名」を削る。

第15条第1項中「秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）第38条第1項に規定する」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「及び個人情報保護条例」を削り、「並びに行政情報の公開及び個人情報の保護」を「及び行政情報の公開」に改める。

（秦野市債権の管理等に関する条例の一部改正）

11 秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、市税に関する情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を除く。）」を、「又は」の次に「その債務者に関する情報（同法第2条第1項に規定する個人情報を除く。）を」を加える。

（秦野市暴力団排除条例の一部改正）

12 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）第2条第5号に規定する保有個人情報及び同条例第42条に規定す

る保有法人情報」を「保有する個人に関する情報（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を除く。）及び法人に関する情報（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、特定の法人その他の団体又は個人が識別され、又は他の情報と照合することで特定の法人その他の団体又は個人が識別され得るものをいう。）」に改める。

（秦野市空家等の適正管理に関する条例の一部改正）

- 13 秦野市空家等の適正管理に関する条例（令和3年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「関するもの」の次に「（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報を除く。）」を加える。

秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて

1 条例制定の背景

デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、この規定により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和5年4月1日から施行されます。

この法律改正により、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

2 制定の理由

改正後の個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための全国一律の標準的な規律を定めるものとなり、各自治体で定めている現行の条例は、運用できなくなります。このため、改正後の法の規定により条例で定めることが必要な事項及び条例で定めることが許容される事項について、新たな条例により規定するものです。

なお、現行の個人情報保護条例は、新条例の附則により廃止するものです。

3 条例の主な内容

区 分	内 容	該当条文
条例で定めることが必要な事項	開示請求に係る手数料の額に関する規定（手数料は無料とし、写しの作成に要する実費の負担を求めること。）	第10条
条例で定めることが許容される事項	実施機関、職員等の責務に関する規定	第3条、第4条、第5条
	個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に関する規定	第6条
	開示・非開示とする情報に係る情報公開条例との整合を図るための規定	第8条

個人情報保護審査会への報告に関する規定	第9条
個人情報保護審査会の調査権限に関する規定	第14条

4 施行日

令和5年4月1日

秦野市個人情報の保護に関する法律施行細則制定案のあらまし

1 個人情報取扱事務登録簿の記載事項

条例第6条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する部署の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務に係る行政文書から検索できる個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
 - ア 個人情報を取り扱う目的及び利用する範囲
 - イ 個人情報の項目名
 - ウ 要配慮個人情報が含まれているときは、その旨
 - エ 個人情報の収集先及び収集の方法
 - オ 個人情報を提供するときは、提供する範囲及び提供する個人情報の項目名

2 開示請求書の記載事項

条例第7条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 開示をする場合の閲覧、視聴取又は写しの交付の別
- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア その開示請求に係る本人の氏名及び住所
 - イ 本人と代理人との関係
 - ウ 本人が未成年者であるときは、その者の生年月日

3 写しの作成に要する費用の額並びに徴収の方法及び時期

- (1) 費用の額

条例第10条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、次のとおりとすること。

区分			手数料の額
電子複写機により複写し、又はプリンタにより印刷するもの	単色刷り	A3判以下の大きさのもの	1面につき 10円
		A3判を超える	A3判に換算して算

		大きさのもの	出した額
	多色刷り	A 3 判以下の大きさのもの	1 面につき 5 0 円
		A 3 判を超える大きさのもの	A 3 判に換算して算出した額
写しの作成を外部に委託する必要があるもの			その契約金額に相当する額
その他			複写に要する実費を勘案して算出した額

備考 録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、磁気ディスク等に複写した物を交付するときは、開示請求者がその録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、磁気ディスク等を自己の負担により用意するものとし、手数料は、徴収しない。

(2) 徴収の方法及び時期

写しの作成に要する費用は、開示を実施する際に、現金により納入されなければならないこと。

4 写しの送付に要する費用の納付の方法

個人情報の保護に関する法律施行令第 2 8 条第 4 項の規則で定める方法は、郵便切手又はこれに類する証票として市長が認めるもので納付する方法とすること。

5 訂正請求書の記載事項

条例第 1 1 条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 訂正をする場合の訂正、追加又は削除の別
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア その訂正請求に係る本人の氏名及び住所
 - イ 本人が未成年者であるときは、その者の生年月日
- (3) 代理人（法定代理人を除く。）が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人が訂正請求をすることができない理由及び本人と代理人との関係

6 利用停止請求書の記載事項

条例第 1 2 条の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 利用停止をする場合の利用の停止、消去又は提供の停止の別
- (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア その利用停止請求に係る本人の氏名及び住所

イ 本人が未成年者であるときは、その者の生年月日

- (3) 代理人（法定代理人を除く。）が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人が利用停止請求をすることができない理由及び本人と代理人との関係

7 利用停止をした場合の保有個人情報の提供先への通知

利用停止決定による保有個人情報の利用停止をした場合において、必要があると認めるときは、その保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

8 出資団体の指定基準

条例第17条第1項の規則で定める基準は、その団体の基本財産等の50パーセントを超えて本市が負担していることとする。

9 出資団体の指定の公告

条例第17条第1項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 指定年月日
- (3) 所管する課等

10 運用状況の公表

条例第18条の規定による公表は、本市の広報紙等に掲載して行うものとする。

11 様式

法及び規則の規定により使用する様式を定めること。

個人情報保護制度の主な変更内容

項目	現在	R5. 4. 1 以後
根拠規定等	秦野市個人情報保護条例に基づく	個人情報の保護に関する法律（一部、市条例）に基づく（個人情報保護委員会の監督（※））
個人情報の定義	個人に関する情報	生存する個人に関する情報
開示請求等に対する決定	原則 15 日 + 延長 45 日 （計 60 日）	原則 30 日 + 延長 30 日 （計 60 日）
保有個人情報の公表	個人情報取扱事務登録簿	個人情報ファイル簿 個人情報取扱事務登録簿の継続を法施行条例に追加規定
審査会の役割（諮問事項）	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人情報の利用及び提供の制限等に係る例外的取扱いに係る諮問 審査請求に係る諮問 	<ul style="list-style-type: none"> なし 審査請求に係る諮問
死者・法人の開示請求	規定あり	規定なし（情報公開条例で対応し（改正なし）、手続は同条例施行規則を改正する。）

※【市→委員会】(1)保有個人情報の漏えい等に係る報告

(2)必要な情報の提供及び技術的な助言の求め

(3)法施行条例の制定改廃時の報告

【委員会→市】(1)資料の提出要求、実地調査、指導・助言・勧告の実施

(2)法の施行状況に係る報告の求め

現行条例と改正法・法施行条例（案）との対比表（抜粋）

（「法施行条例（案）」中の凡例：○・・・定めることが必要な事項、△・・・定めることが許容される事項）

現行条例		改正法	法施行条例(案)	備考
第3条	実施機関及びその職員の責務	○ 第5条、第12条、第13条	△ 第3条	現行条例からの継続
第4条	事業者の責務	×	△ 第4条	現行条例からの継続
第5条	市民の役割	×	△ 第5条	現行条例からの継続
第6条	取扱いの制限(思想、人種、犯罪例等の取扱いの原則禁止)	×	×	法第61条、第63条、第64条、第65条により保護水準を確保
第7条	個人情報取扱事務の登録等	×	△ 第6条	現行条例からの継続
第8条	収集の制限(利用目的の明確化、適法な収集、本人からの収集の原則)	○ 第64条	×	
第9条	適正な維持管理(漏えいの防止処置等)	○ 第65条、第66条	×	
第10条	実施機関の職員の義務(守秘義務等)	○ 第67条	×	
第11条	委託等に伴う処置等	○ 第66条	×	
第12条	受託者等の義務	○ 第66条	×	
第13条	保有個人情報の利用及び提供の制限	○ 第69条	×	
第13条の2	保有特定個人情報の利用の制限	×	×	番号法第19条で対応
第13条の3	保有特定個人情報の提供の制限	×	×	番号法第19条で対応
第14条	オンライン結合による提供(原則禁止)	×	×	社会全体をデジタル化、許容されない事項
第15条	保有個人情報の提供を受けるものに対する処置要求	○ 第70条	×	
第16条	開示を請求する権利	○ 第76条	×	
第17条	開示請求の手続	○ 第77条	△ 第7条	開示請求書の記載事項
第18条	保有個人情報を開示する義務	○ 第78条	△ 第8条	情報公開条例との整合を図るための規定
第19条	部分開示の実施	○ 第79条	×	
第20条	裁量的開示の実施	○ 第80条	×	
第21条	保有個人情報の存否に関する情報の取扱い	○ 第81条	△ 第9条	審査会への報告を現行条例から継続
第22条	開示請求に対する決定等	○ 第82条、第83条、第84条	△	
第23条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	○ 第86条	×	
第24条	開示の実施	○ 第87条	×	
第25条	費用負担	○ 第89条	○ 第10条	
第26条	訂正を請求する権利	○ 第90条	×	
第27条	訂正請求の手続	○ 第91条	△ 第11条	訂正請求書の記載事項
第28条	保有個人情報を訂正する義務	○ 第92条	×	
第29条	訂正請求に対する決定等	○ 第93条、第94条、第95条	△	
第30条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	×	×	開示請求手続において対応(法86条)
第31条	訂正の実施、通知等	○ 第93条	×	
第32条	訂正をした場合の提供先への処置の要求等	○ 第97条	×	
第32条の2	情報提供等記録の提供先への通知	○ 第97条	×	
第33条	利用停止を請求する権利	○ 第98条	×	
第34条	利用停止請求の手続	○ 第99条	△ 第12条	利用停止請求書の記載事項
第35条	保有個人情報を利用停止する義務	○ 第100条	×	
第36条	準用	○ 第101条、第102条、第103条	×	
第37条	利用停止をした場合の提供先への処置の要求等	×	×	法施行細則で規定
第38条	審査請求の取扱い(審査会への報告義務、審査請求の処理期間)	○ 第105条、第106条、第107条	△ 第13条	
第39条	審査会の調査権限等	×	△ 第14条-第16条	
第40条	法令等との調整	○ 第88条、第90条、第98条	×	
第41条	あらかじめ定める文書に係る口頭による閲覧請求	×	×	開示請求権行使における書面主義、許容されない事項
第42条	保有法人情報の開示	×	×	市独自規定、許容されない事項
第43条	苦情の処理	○ 第128条	×	
第44条	出資団体の責務	×	△ 第17条	現行条例からの継続
第45条	運用状況の公表	×	△ 第18条	現行条例からの継続